

会議録

会 議 の 名 称	令和7年度第1回茨木市ギャラリー運営委員会
開 催 日 時	令和7年7月23日（水） 午前10時開会・午前12時閉会
開 催 場 所	茨木市役所 本館3階会議室
議 長	杉野 立一 委員長
出 席 者	杉野委員長、中濱副委員長、阿部委員、池田委員、 藤田委員、吉田委員、奥西委員 (7人)
欠 席 者	田中委員、梶原委員 (2人)
事 務 局 職 員	今西 雅子 文化振興課長 松本 直子 文化振興課参事 高橋 照美 川端康成文学館長 山上 優子 文化振興課振興係長 児玉 依美奈 文化振興課職員 (5人)
議 題 (案件)	・川端康成文学館ギャラリー展示計画等について
配 資 料	会議次第 ・川端康成文学館ギャラリー展示計画審議 ・茨木市立ギャラリー展示計画報告 ・市民総合センターギャラリー展示計画報告

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただいまから、令和7年度第1回茨木市ギャラリー運営委員会を開会する。
	委員任期の満了に伴い、委員長が不在となっているので、
	委員長が決定するまで、事務局で議事を進行する。
	会議の成立の確認
○事務局	ギャラリー運営委員会規則第6条第2項の規定により、委員総数の半数以上の
	出席がないと会議を開くことはできないが
	本日は委員9人中 出席7人、欠席2人で、会議は有効に成立している。
	(1) 委員長・副委員長選出
○事務局	令和7年6月30日から令和9年6月29日までの任期については、引き続き
	委員就任をお願いし、承認を頂き、辞令はお手元に用意した。
	なお、鈴木篤子前委員については、辞退の申し出があったため、
	前就任期間にて委員の任期満了となった。
	まず、始めに出席の委員、事務局職員を紹介し、次に委員長・副委員長の選出
	へと移る。
	(委員紹介、事務局職員紹介)
○事務局	それでは、委員長・副委員長の選出を行う。
	茨木市ギャラリー運営委員会規則第5条第1項の規定により、運営委員の互選で
	委員長、副委員長それぞれ1名の選出をお願いするが、どなたか推薦はあるか。
○委員	委員長に杉野委員、副委員長に中濱委員を推薦する。
○事務局	委員から委員長に杉野委員、副委員長に中濱委員を、との発言があったが、
	そのように決定してもよいか。
○各委員	(「異議なし」の声)
○事務局	意義なしということで、委員長を杉野委員、副委員長を中濱委員と決定し、
	この後の議事を委員長にお願いする。

議 事 の 経 過	
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○議長	それでは本日の議事に入る前に、会議の公開・非公開についてお諮りする。 この件に関して事務局から説明をお願いします。
○事務局	会議、会議録、会議資料の公開について説明する。 本市では、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き公開を原則として、審議会等に諮ったうえで決定することとしている。 また、審議に関して提出された書類についても審議会等の同意を得て傍聴人に閲覧、配布することができ、会議録、会議資料についても公表に努めている。 しかしながら、ギャラリー運営委員会の審議については作家個人に関する情報や作家・作品の審議というセンシティブな内容が多いことから、これまでは、会議及び会議資料については非公開、会議録については委員名を伏せて公開としている。
○議長	ただいま事務局から、会議及び会議資料については非公開、会議録については委員名を伏せて公開としていた経緯の説明があった。 自由かつ率直な発言を確保するため、これまでと同様の対応で進めるということによろしいか。 (「異議なし」の声)
	(2) ギャラリーの展示計画について
○議長	それでは、各ギャラリーの展示計画の審議に入る。 まず始めに、川端康成文学館ギャラリーの展示計画の説明を求める。
○事務局	資料「川端康成文学館ギャラリー展示計画書等」にもとづき説明。 なお、川端康成文学館ギャラリーの展示に関しては、令和6年度第1回ギャラリー運営委員会にて審議され、個展・グループ展とも利用可とし、出展者は「美術展入賞作品および同レベル程度」、グループ展の場合は出展者全員について、その基準を求めるものとしている。 (作品写真回覧)
○議長	川端康成文学館ギャラリー展示計画については、資料のとおり承認してよろしいか。

議 事 の 経 過	
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	(「異議なし」の声)
	川端康成文学館ギャラリーの展示計画どおり承認する。
○議長	つぎに、市民総合センターギャラリー及び市立ギャラリーの展示計画の報告を求める。
○事務局	資料「各ギャラリーの展示計画一覧」にもとづき説明。
	なお、過去の委員会にて、各ギャラリーの展示計画については、
	決定された内容があるので、説明する。
	茨木市立ギャラリーについては、使用料を徴収する貸館として施設となるため
	審査の対象外となり、市外の方の利用も可となっている。
	市民総合センターギャラリーについては、
	市内に在住又は通勤若しくは通学する年齢15歳以上の者により構成された団体が使用できることとなっており、「グループ展を優先し、募集枠に空きがあれば
	個展も利用可能」となっている。
	できるだけ多くの市民にギャラリーを利用してもらうことをめざしており、
	出展者の基準を設けず、審査対象外となっている。
	以上のことから、両ギャラリーについては、本委員会において展示計画の報告をする。
○議長	ほかに意見・質問はあるか。
○議長	以上で、展示計画についての審議は終了する。
	ほかに意見・質問はあるか。
	(意見なし)
○議長	事務局から報告はあるか。
○事務局	次回の運営委員会は、1月か2月を予定しているが、今後の
	受付状況に応じて開催時期を調整する。
○議長	これで本日の運営委員会を終了する。